【別紙１】

姫路市教育委員会　様

令和３年度夏季休業期間における
「端末利用のルール」及び学習者用端末の持ち帰りについての確認

（対象：小学５年生から中学３年生まで）

・以下の２点について確認し、署名の上、本紙を各学校へ提出してください。

１　「端末利用のルール」について

端末を使った家庭学習を行うにあたり、

「端末利用のルール」を保護者と子供で確認しました。

２　学校の端末持ち帰りの希望について

端末を使った家庭学習を行うにあたり、

（　　）学校の端末の持ち帰りを希望します。

（　　）学習に使用できる端末が家庭にあるので、持ち帰りを希望しません。

令和３年　　月　　日

学　校　名：姫路市立

児童生徒名：

（保護者代筆または自筆）

保 護 者 名　　：

（自筆）

※　本紙は各学校（担任）に７月１５日（木）までに提出ください。

※　小学５年生から中学３年生に兄弟姉妹がいる場合は、お手数ですが人数分ご提出ください。

※　端末持ち帰り中に端末を紛失したり、故意に破損させたりした場合は、保護者に費用を負担していただきます。それ以外は、市教委が負担します。